

令和7年8月

お客さま各位

加茂信用金庫

投資信託および債券の約款・規定の改訂のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」の改正にともない、投資信託・債券の約款・規定を下記のとおり改訂しますので、お知らせいたします。

記

1. 改訂する約款・規定

【投資信託】

加茂信用金庫投信取引約款

【債券】

振替決済口座管理規定(振決国債)

2. 改訂日

令和7年9月1日（月）

3. 改訂内容

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」の改正による条ズレへの対応であり、具体的には、約款・規定中の「番号法第2条第15項に規定する法人番号」の記載を「番号法第2条第16項に規定する法人番号」に改めるものです。

以 上